

公益社団法人富山県デザイン協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県デザイン協会（英文名はToyama Design Association。以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を富山県高岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、時代背景の変化に即応した優れたデザインの振興、啓蒙、普及及び交流を行うことにより、富山県地域産業の活性化、高度化を図るとともに広く社会の豊かな生活文化の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) デザインに関するセミナー、研修会等の開催
- (2) デザイン展の開催等デザインに関する普及啓蒙
- (3) デザインに関する情報の収集及び提供
- (4) デザイン振興に関する行政施策への協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

富山県内でデザインに関する活動、指導、教育、事業等に携わる個人又は法人で、本会の目的に賛同して入会したものとする。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人及び専門学校以上の教育機関に在籍しデザインに関する教育を受けている学生とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事長（第20条第2項理事長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会（第12条第1項の総会をいう。以下同じ。）において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議（総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議）によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はこれに基づく諸規定に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は第3条の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を継続して2年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時、場所を示した書面により開会の2週間前までに通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは業務執行理事のうちから総会において選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の内から選出した議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かねばならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、5名以内を副理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事を言う。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて遅滞な

く行政庁に届けでなければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、本会の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については再任を妨げない。

5 理事又は監事は第20条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後もそれぞれ新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事の解任については、総会の特別決議（総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上）を必要とする。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第27条 本会に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問は、有識者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

5 顧問の報酬は無償とする。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責

任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、常務理事の選任及び解職

(4) その他、法令又は本会の定に定められた事項

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事にその通知を発しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは業務執行理事の中から理事会において選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たした時は理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第22条第4項の報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。また、これを主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

5 前1項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載の事項のうち個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

6 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

2 定款変更の総会の決議は、特別決議（総正会員の半数以上であつて、総正会員の3分の2以上の決議）を必要とする。

3 第1項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において、有する残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第43条 本会の公告は、電子公告による方法とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局その他

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及びその他の職員若干名を置き、事務局長は理事会の決議を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の承認を得て理事長が定める。

(委員会及び部会)

第45条 本会の会務の運営を円滑に行うため、委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会は、理事会の決議により設置する。

3 委員会及び部会の運営についての必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

4 委員会及び部会は、法令及びこの定款により社員総会並びに理事会に付与された職務権限(業務執行の決定ほか)を制約する運営を行うことはできない。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、須垣純夫とする。